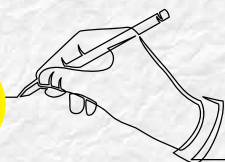


京都で輝く " 新・文化庁 "

文化庁地域文化創生本部だより

Vol.3



村上佳代

文化庁 地域文化創生本部事務局 広域文化観光・まちづくりグループ 文化財調査官。専門分野は、文化財を活かした観光まちづくり。2008年より中東・ヨルダンで青年海外協力隊として国際協力に関わり始め、2011年よりヨルダン・ハシェミット王国、ジンバブエ共和国、フィジー共和国の3カ国で文化財を活用した観光開発の国際協力にJICAの専門家として従事。前職は、北海道大学観光学高等研究センター 特任助教。

2019年4月、文化財保護法の一部改正が行われ、市区町村が文化財を保存・活用するための「文化財保存活用地域計画」を作成できるようになりました。これは文化財の活用を通して地域での経済的な循環を生み出し、自助努力で後世に文化財を残していくことも一つの狙いとしています。文化財の活用は、文化庁の京都移転にともなう機能強化のひとつ。そこで、今回は文化財等を活用した観光振興について、村上調査官からお話を伺いました。

文化財を中核とする 観光コンテンツの整備

文化財の活用方法の一つである観光。これまで観光資源として認識されてきた指定文化財はもろろん、指定になっていない文化財やストーリーに注目することで、新しい観光コンテンツになります。例えば、国指定の文化財を53所有し、昔から観光都市である山口県萩市では、1970年代の「ディスプレイカバー」が半減しましたが、地域資源を見直し、様々な地域のストーリーを掘り起こしたことで、現在は多くの観光客が訪れています。萩市の魅力のひとつである武家屋敷の白壁と夏みかんという組み合わせの誕生ストーリーは新しい観光資源の一つになりました。

ユニークベニューで文化財活用

文化財単体の活用には、史跡や歴史的建造物などをイベント会場として使用するユニークベニューの試みがあります。京都では、世界文化遺産の二条城を活用した大規模なイベントは有名ですが、近年ではお寺や神社、古民家での芸術鑑賞やヨガ体験、婚活イベントなど、比較的小規模なイベントでの活用



特別史跡名護屋城跡並陣跡にて開催された、佐賀県の食材を活用した食と器(有田焼)を味わうイベント

文化財を上手に活用 するためのノウハウを凝縮

上記のような文化財を観光やまちづくり等で活用していく機運が高まっているのを受けて、地域文化創生本部では「ユニークベニューハンドブック」「文化財の多言語化ハンドブック」を作成し、自治体に配布、文化庁のウェブサイトで公開しています。文化財をイベント会場として使用する際の注意点や文化財の鑑賞マナーを外国人観光客にも分かりやすく紹介する表現方法などを掲載していますので、文化財を活用した観光に活用してもらいたいと考えています。



文化庁HPからもダウンロードできます



文化庁
地域文化創生本部

TEL:075-330-6720(代表)

<https://www.bunka.go.jp/>